

～若年者の雇用促進を図る事業者を応援します～

飛騨市市民雇用奨励金制度

目的

飛騨市では、地元企業における人材確保を促進するため、飛騨市民を雇用した事業所のうち要件を満たす企業に対して奨励金を交付します。



対象者条件・交付金額

常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）を除く）として採用後3年を経過しており、対象労働者が下記区分のどちらかに該当する場合は、1人につき10万円を雇用する企業に交付します。

区 分	要 件
学卒者等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、 3年以内 に飛騨市内の企業に就職された方。
Uターン就職者	飛騨市での就職に至るまで、市外の事業所で 12か月以上 雇用されており、就職時の年齢が満 45歳以下 であること。

＜申請期間の例＞

令和6年4月1日採用の場合、採用後3年後にあたる「令和9年4月1日から令和10年3月31日まで」が申請期間となります。

＜注意＞

※同奨励金の対象となれる労働者は1人につき1回限りとなります。

※定期的な人事異動や出向等に伴い、市外への転勤が想定される下記事業所は対象外となります。

（対象とならない業種）金融・保険業、公務、通信業、放送業、鉄道業、郵便業、協同組合業、政治・経済・文化団体業など

申込み方法

市民雇用奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へご提出ください。

必要書類	申込期限
・住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ・学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ） ・雇用契約書の写し ・健康保険証の写し ・直近の完納証明書	対象労働者が交付対象者となった日から 1年以内

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901